

令和8年度市民税県民税（国民健康保険税等）申告書（分離課税等用）

の記入方法

この申告書は、市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の算定資料となりますので、この記入方法をご覧いただき、必要事項を記入のうえ、「市民税県民税（国民健康保険税等）申告書」と一緒に提出してください。

1 収入金額／4 所得金額

（各所得のカタカナ／丸数字は、申告書に対応しています。「1 収入金額」及び「4 所得金額」をともに記入してください。）

短期譲渡

譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年以下の土地・建物等を譲渡した場合の所得をいいます。

ス／⑩ 一般分

次の「軽減分」に該当しない所得をいいます。

セ／⑪ 軽減分

国や地方公共団体等への譲渡及び収用等による譲渡等の所得をいいます。

長期譲渡

譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年を超える土地・建物等を譲渡した場合の所得をいいます。

ソ／⑫ 一般の譲渡

次の「優良住宅等に係る譲渡」及び「居住用財産の譲渡」に該当しない所得をいいます。

タ／⑬ 優良住宅地等に係る譲渡

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の所得をいいます。

チ／⑭ 居住用財産の譲渡

自分の居住用の建物やその敷地等を譲渡した場合の所得をいいます。

上の 短期譲渡 と 長期譲渡 の所得のいずれかがある方は、区分ごとに必要経費等を「2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」に記入してください。

ツ／⑮ 一般株式等の譲渡

上場株式等に該当しない株式等を譲渡した場合の所得をいいます。

テ／⑯ 上場株式等の譲渡

上場株式等（特定公社債等含む）を譲渡した場合の所得をいいます。

一般的の株式等の譲渡」または「上場株式等の譲渡」の所得がある方は、種類ごとに必要経費等を「3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項」に記入し、所得の種目にについて該当するものにチェックしてください。

ト／③① 先物取引

商品先物取引または金融商品先物取引等をし、かつ、その取引による決済をしたことによる所得をいいます。

「先物取引」の所得がある方が、必要経費等を「**3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項**」に記入し、所得の種目について該当するものにチェックしてください。

上場株式等の配当等について

令和6年度の市県民税から適用される税制改正により、上場株式等の配当等で、支払い時に住民税が徴収された配当所得等や源泉徴収口座における株式等譲渡所得等については、**所得税の確定申告において申告した場合に限り、市県民税においても総所得金額等に算入することとなりました。**

よって、所得税と市県民税の課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式を選択することはできません。

また、上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除についても、所得税の確定申告において上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を受ける申告をした場合に限り、市県民税において損益通算及び繰越控除ができることとなりました。

5 特定支出控除のある場合の給与所得に関する事項

給与所得のうち、通勤費、転居日、研修費等の特定支出がある方は記入してください。この控除を受ける場合は、証明書が必要となります。

6 山林所得・退職所得に関する事項

(1) 山林所得

山林を伐採したり立木のまま譲渡することによる所得がある方は記入してください。

なお、特別控除額は原則として50万円です。

(2) 退職所得（分離課税分を除きます。）

一時恩給や退職金等の所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とならない退職手当等がある方は記入してください。

なお、勤続年数が5年以下かつ一定の条件に当てはまる方は、所得金額の計算方法が「 $C \times 1/2$ 」とならない場合があります。

お問い合わせ

野洲市総務部税務納税課 住民税係

電話：077-587-6040（直通）